

議案第47号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分

に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(督促)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 法第48条第1項及び第2項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税の負担軽減の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 平成18年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割（第28条の規定によって課する所</p>	<p>(督促)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 法第48条第1項の規定によって個人の県民税について滞納処分をする場合において、督促状を発していないものについては、徴税吏員は、速やかにこれを発しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の県民税の負担軽減の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、法附則第40条第7項の規定により算定される県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割（第28条の規定によって課する所</p>

得割を除く。)の額から控除する。

(個人の県民税の控除の特例)

第26条の2 平成18年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者

で、前年の合計所得金額(法第23条第1項第13号に規定するもの
をいう。以下この条及び第27条の2において同じ。)が125万
円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳
以上であった者の所得割(第28条に規定する所得割を除く。以
下この項において同じ。)については、法の規定中所得割に関
する部分(法第37条の3を除く。)を適用した場合における所
得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するもの
とする。この場合における法第37条の3の規定の適用について
は、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等
の一部を改正する法律(平成17年法律第 号)附則第2条
第3項」とする。

2 平成19年度分の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年
の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1
日現在において年齢65歳以上であった者の所得割(第28条に規

得割を除く。)の額から控除する。

定する所得割を除く。以下この項において同じ。)については、
法の規定中所得割に関する部分（法第37条の3を除く。）を適用した
場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における法第37条の3の規定の適用については、同条中「第35条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第号）附則第2条第5項」とする。

（個人の均等割の税率の特例）

第27条の2 略

2 平成18年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、300円とする。

3 平成19年度分の個人の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（県内に住所を有しない者を除く。）に対して課する個人の均等割の税率は、前条の規定にかかわらず、

（個人の均等割の税率の特例）

第27条の2 略

600円とする。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第1項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第1項に規定する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

2 平成18年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第2項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第2項に規定する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

3 平成19年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2第3項の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2第3項に規定する個人の均等割の税率にあつては同項に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

(個人の均等割の税率の特例)

第53条の19 平成17年度分の個人の均等割の税率は、第27条及び第27条の2の規定にかかわらず、第27条に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、第27条の2に規定する個人の均等割の税率にあつては同条に定める額に、それぞれ300円を加算した額とする。

2 平成18年度及び平成19年度の各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に300円を加算した額とする。

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車（法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。）について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現

(自動車税の徴収方法)

第142条 略

2 道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請（同法第12条の規定による登録の申請にあつては、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から県内に変更された場合に限る。次条において同じ。）があつた自動車（法第150条第4項本文の規定が適用されるものを除く。）について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動車税を納付する者は、道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をする際に、次条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税金を納付しなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相

金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第2項の改正 平成17年4月1日
- (2) 第142条第2項及び第143条の改正並びに附則第3条の規定 平成18年4月1日
- (3) 附則第4条及び第5条の規定 公布の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第26条第4項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第142条第2項及び第143条の規定は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例の一部改正)

第4条 鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例(平成15年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、 <u>鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税</u> を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、 <u>鳥取県産業廃棄物処分場税条例(平成14年鳥取県条例第55号)</u> の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県産業廃棄物適正処理基金(以下「基金」という。)を設置する。

(鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県条例第74号)附則第2項の規定による廃止前の鳥取県産業廃棄物処分場税条

例（平成14年鳥取県条例第55号）の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税については、鳥取県税条例第3章第4節の規定により県に納入し、又は納付されたものとみなす。